

野焼きは法律違反です!

「近所でゴミを燃やして、煙がすごくて困っています」「洗濯物に臭いがついて困っています」などの苦情が後を絶ちません。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出てきます。

家庭などから発生したゴミは焼かないで、指定された日に正しく分別してゴミ収集場所へ出しましょう。

※野焼きを地域の問題として、行政区などで話し合ってください。解決していく一つの方法です。

野焼きとは

- ・ドラム缶などを使用したの焼却
- ・ブロックで囲んでの焼却
- ・地面に穴を掘っての焼却 など



野焼き禁止の例外

	例外が認められる場合	例
1	国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路そばの草焼き
2	災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
3	風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事
4	農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草および下枝の焼却
5	たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、キャンプファイヤー

※例外の場合であっても生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害などで近隣住民の迷惑にならないようにしてください。生活環境上支障を与え、苦情などがある場合には行政指導の対象となります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線:751)

平成27年度から軽自動車税の内容が変わります!

原動機付き自転車・二輪車・小型特殊自動車などの税率

原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車などの軽自動車税について、登録されているすべての車両の税率が変わります。詳しくは、表1をご覧ください。

【表1】二輪車・小型特殊自動車などの税率

車両区分		現行(年額)	新税率(年額)
原動機付き自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

四輪などの軽自動車税率

四輪の軽自動車などに係る軽自動車税について、平成27年4月1日以降登録される新車から税率が変わります。つまり、平成27年3月31日までに登録された車両の税率は変わりません。詳しくは表2をご覧ください。

こちらは28年度から! 経年車に係る重課税率

自然にやさしい環境づくりを進める観点から、新車の新規登録から13年を経過した四輪などの軽自動車について、平成28年度分から新税率の概ね20%の重課税を行います。

【対象から除外される車両】

電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車など

【表2】三輪および四輪以上の軽自動車税率

車種区分			税額(年額)			
			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	登録後13年超(経年重課税) ※平成28年4月1日から適用	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪以上	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円

その他ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111(内線754)